

# 草加市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 23 年 4 月 26 日  
規則 第 26 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、草加市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例（平成 23 年条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置場所の基準等に係る定義)

第 2 条 条例第 4 条、第 5 条及び第 26 条に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

公園 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に規定する公園

学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校

保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する保育所

病院 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院及び診療所（歯科医業を除く。）

河川等 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に規定する河川並びに葛西用水及び八条用水

道路 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する道路

その他の公共施設 次に掲げる施設をいう。

ア 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に規定する図書館

イ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に規定する博物館

ウ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に規定する公民館

エ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉施設

オ その他これらに類する施設

## (ペット霊園の基準)

第 3 条 条例第 4 条に規定するペット霊園の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「便所」は、次の要件を満たすものであること。

ア 水洗便所とすること。

イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう配慮されたものが含まれていること。

「管理事務所」には、管理者が常駐していること。

「駐車場」は、次に掲げるものであること。

ア 1台当たりの区画の大きさは幅2.5メートル、奥行きが5メートルを標準とする。ただし、車いす使用者用の区画の大きさは、幅3.5メートル、奥行きが5メートルを標準とする。

イ 車路の幅は6メートルを標準とする。

「障壁又は密植した垣根等」は、次に掲げるものであること。

ア 人畜がみだりに立ち入れないものとする。

イ 道路に面する境界に設ける場合は、条例第4条第4号に規定する緑地帯の内側に設けること。

「緑地」は、面積10平方メートル当たり高木（成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。）1本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。）10本以上を標準とする。

（墓地の施設の基準）

第4条 条例第5条に規定する墓地の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「通路」は、次の要件を満たすものであること。

ア 自動車の通行に用いる車路とは明確に分かれていること。

イ 主要な通路については、幅員を3メートル以上とすること。

ウ 行き止まりとならない構造とすること。

「ごみ処理のための施設」は、ごみを衛生的に保管できる施設とし、また、耐久性のある固定された容器とすること。

「給排水設備」のうち「給水設備」は、上水道を用いること。

「給排水設備」のうち「排水設備」及び「雨水等の停滞を防ぐ設備」は、排水路その他の排水施設が、雨水、流水等を有効に排出するとともに、その排出によって敷地内及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力を有し、かつ、適当に配置されていること。

（墓地の設置場所の基準）

第5条 条例第5条第8号の規則で定める区域は、草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成15年規則第29号）第11条各号に定めるとおりとする。

(納骨堂の基準)

第6条 条例第6条に規定する納骨堂の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「内部の施設」とは、納骨装置の存する室の納骨装置等の内部施設をいう。

「不燃材料」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定するものをいう。

「除湿装置」とは、納骨装置の存する室の湿度を一定の水準に保つ能力を有した除湿機、エアコンディショナー等の装置をいう。

「ごみ処理のための施設」及び「給排水設備」は、第4条に定めるものと同等のものとする。

(火葬場の施設の基準)

第7条 条例第7条第3号の規則で定める火葬炉の構造基準は、次のとおりとする。

埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号。以下「県環境条例」という。)別表第2第1号の表7の項に規定する廃棄物焼却炉の基準に適合しているものであること。

悪臭の発生を防止し、燃焼ガスを再燃させるための燃焼室を設けること。

(移動火葬車両の基準)

第8条 条例第8条第2号の規則で定める火葬炉の構造基準は、次のとおりとする。

県環境条例別表第2第1号の表7の項に規定する廃棄物焼却炉の基準及び埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成13年埼玉県規則第100号。以下「県環境規則」という。)別表第4第4号の表の構造に係る規制基準に適合しているものであること。

悪臭の発生を防止し、燃焼ガスを再燃させるための燃焼室を設けること。

(事前協議等)

第9条 条例第11条第1項の規定によるペット霊園の設置又は変更の事前協議は、ペット霊園設置(変更)事前協議書(第1号様式)による。

2 前項の協議書は、申請予定日の120日前までに市長に提出しなければならない。

3 第1項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

計画地の登記事項証明書

計画地及び隣接地の公図の写し

#### ペット霊園設置用地の地積測量図

墓地又は納骨堂にあっては、その区域又は敷地の周囲100メートル以内の見取図（縮尺2,500分の1以上のもので、公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅の位置が明らかなもの）

火葬場にあっては、その敷地の周囲200メートル以内の見取図（縮尺2,500分の1以上のもので、公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅の位置が明らかなもの）

関係住民等の名簿及び公図に関係住民等を記載したもの

墓地にあっては、便所、駐車場、ごみ処理のための施設、給排水設備、雨水等の停滞を防ぐ設備等施設の平面図及び配置図、管理事務所等建物の各階の平面図、2面以上の立面図及び断面図並びに墳墓、通路、緑地等の設計図

納骨堂にあっては、便所、駐車場、ごみ処理のための施設、給排水設備等施設の平面図及び配置図、管理事務所等建物の各階の平面図、2面以上の立面図及び断面図並びに納骨装置及び緑地等の設計図

火葬場にあっては、便所、駐車場等施設の平面図及び配置図、管理事務所等建物の各階の平面図、2面以上の立面図及び断面図並びに緑地等の設計図及び火葬炉の構造及び処理能力を記載した書類

当該ペット霊園設置用地及び建物に関して、関係法令に基づく手続との調整が図られていることが分かる書類

その他市長が必要と認める書類

- 4 ペット霊園の変更の計画にあっては、市長が認める場合には、前項に定める書類の一部を省略することができる。
- 5 市長は、申請予定者から条例第11条第1項の規定による事前協議書の提出があった場合、必要に応じ、隣接する市又は区の長にペット霊園の計画について意見を求めることができる。
- 6 条例第11条第2項の規定による標識は、第2号様式によるものとし、次の事項を遵守するものとする。

申請予定者は、標識が風雨等により容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、標識に表示された文字が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

申請予定者は、標識の記載内容に変更があったときは、遅滞なく、当該記載内容を書き換えなければならない。

標識を設置する日は、条例第12条第1項の説明会等（以下「説明会等」という。）により説明を行おうとする日の30日前までとする。

7 条例第11条第2項の規定による届出は、標識設置届出書（第3号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真

前号の写真を撮影した位置及び方向並びに標識を設置した場所が明示された図面（説明会等）

第10条 条例第12条第1項の説明会等の実施については、次のとおりとする。

申請予定者は、説明会を開催する日の14日前までに、その旨を関係住民等に周知をするものとする。

説明会は、申請予定日の60日前までに開催するものとする。

説明会において説明する事項は、次のとおりとする。

ア 申請予定者

イ ペット霊園の名称及び所在地

ウ ペット霊園の施設等の概要

エ ペット霊園の維持管理の方法

オ 工事着手予定日及び工事完了予定日

カ 工事の方法及び安全対策の概要

キ 条例第13条第1項に基づく意見の申出の期限及び方法

ペット霊園の変更許可のうち、墓地の区域の500平方メートル未満の拡張、墓地の区域の縮小又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更について、市長が認める場合には、説明会に代えて計画書等の書面による関係住民等への説明とすることができる。

申請予定者は、説明会等を行うときは、あらかじめ実施する日時、場所及び方法等について市長と協議し、当該説明会等は関係住民等の理解が得られるよう努めるものとする。

2 条例第12条第3項の規定による報告は、ペット霊園計画説明概要報告書（第4号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

説明会等で使用した資料

説明者の氏名及び所属名

関係住民等の名簿

説明会にあっては、説明会に出席した者の氏名及び住所が記載されたもの

その他市長が必要と認める書類

(関係住民等)

第11条 条例第12条第1項の関係住民等とは、次のとおりとする。

墓地又は納骨堂にあっては、その区域又は敷地の周囲100メートル以内の区域の土地又は建物の所有者

火葬場にあっては、その敷地の周囲200メートル以内の区域の土地又は建物の所有者

前2号に掲げる土地又は建物の占有者その他ペット霊園が設置されることにより前2号に掲げる者と同程度の影響を受けると認められる者

ペット霊園設置用地が所在する地域、第1号及び第2号の区域を含む地域並びに前号の関係住民等が所在する地域の町会及び自治会並びにまちづくり活動を行っている草加市みんなでまちづくり自治基本条例(平成16年条例第23号)第24条第2項の規定による登録を受けた団体等のうち市長が指定するもの

ペット霊園の変更の許可のうち、墓地の区域の500平方メートル未満の拡張、墓地の区域の縮小又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可について、市長が認める場合には、第1号及び第2号の関係住民等の範囲を、その区域又は敷地の周囲50メートル以内の土地又は建物の所有者とすることができる。

(関係住民等の意見)

第12条 条例第13条第1項の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

2 条例第13条第2項の協議の内容の報告は、ペット霊園協議概要報告書(第5号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

協議の経過を記載した書類

申出のあった意見に対する見解を記載した書類

その他市長が必要と認める書類

3 条例第13条第2項の市長への報告の際には、併せて当該申出をした者に協議の内容を送付するものとする。

(事前協議審査の通知)

第13条 市長は、申請予定者が条例第11条から第13条までの手続を行い、かつ、これらの手続が支障ないと認めるときは、申請予定者に対し、事前協議の審査についてペット霊園設置（変更）事前協議審査結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知書の有効期限は、当該通知書を発行した日から1年間とする。

3 市長は、第1項の規定による通知をした後、必要があると認めるときは、申請予定者に対して、計画に係る指導をすることができるものとする。

4 市長は、第1項の規定による通知をしたときは、必要に応じ、第9条第5項に規定する隣接する市又は区の長にその写しを送付するものとする。

（設置許可の申請）

第14条 条例第15条の規則で定める事項は、次のとおりとし、その場合の申請は、前条第1項の通知後、ペット霊園設置許可申請書（第7号様式）により行うものとする。

氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主な事務所の所在地）

ペット霊園設置用地の地番、地目及び面積

ペット霊園の設備の概要

火葬場を設置する場合にあつては、火葬炉の設備の処理能力

工事完了予定年月日

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

法人にあつては、第9条第3項第1号の書類

第9条第3項第2号から第11号までに掲げる書類

条例第4条第2号ただし書及び第14条の同意を得ていることを証する書類

火葬場にあつては、県環境条例及び草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例（平成16年条例第31号。以下「市環境条例」という。）に基づく手続との調整が図られていることが分かる書類

その他市長が必要と認める書類

（変更許可の申請）

第15条 条例第16条の申請の規則で定める事項は、次のとおりとし、その場合の申請は、第13条第1項の通知後、ペット霊園変更許可申請書（第8号様式）により行うものとする。

氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主な事務所の所在地）

ペット霊園の名称

変更に係るペット霊園設置用地の所在、地番、地目及び面積

変更に係る工事完了予定年月日

- 2 前項の申請書には、変更に係る前条第2項各号に掲げる書類及び既存のペット霊園についての第9条第3項第8号から第10号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合には、その一部を省略することができる。

(移動火葬車両による火葬の許可の申請)

- 第16条 条例第17条の申請の規則で定める事項は、次のとおりとし、その場合の申請は、移動火葬車両火葬許可申請書(第9号様式)により行うものとする。

氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主な事務所の所在地)

移動火葬車両の自動車登録番号標又は車両番号標

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

法人にあっては、第9条第3項第1号の書類

火葬炉の構造及び処理能力を記載した書類

移動火葬車両の自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき交付された自動車検査証をいう。)の写し

移動火葬車両の前後左右4面の写真

その他市長が必要と認める書類

(許可等の通知)

- 第17条 条例第18条の規定による許可の通知は、ペット霊園設置(変更)許可通知書(第10号様式)又は移動火葬車両火葬許可通知書(第11号様式)によるものとし、不許可の通知は、ペット霊園設置(変更)不許可通知書(第12号様式)又は移動火葬車両火葬不許可通知書(第13号様式)による。

(中止又は廃止の届出)

- 第18条 条例第19条の規定による中止又は廃止の届出は、ペット霊園計画中止(廃止)届出書(第14号様式)又は移動火葬車両廃止届出書(第15号様式)による。

(工事完了届出等)

- 第19条 条例第20条第1項の届出は、ペット霊園工事完了届出書(第16号様式)による。

- 2 条例第20条第2項に規定する工事完了検査済証は、第17号様式による。

(名称等の変更の届出)

第20条 条例第21条の規則で定める事項は、次のとおりとし、その場合の届出は、ペット霊園等変更届出書(第18号様式)による。

ペット霊園の所在地の表示

設置者若しくは移動火葬車両事業者の氏名又は住所(設置者が法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主な事務所の所在地)

墓地の区画数(墓地の区域の変更を伴うものを除く。)

2 前項の書面には、変更の事実を証する書面を添付しなければならない。

(ペット霊園の附帯施設等の変更許可)

第21条 条例第22条第1項の申請は、ペット霊園附帯施設等変更許可申請書(第19号様式)による。

2 前項の申請書には、附帯施設等変更に係る第14条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合には、その一部を省略することができる。

3 条例第22条第1項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

墓地にあっては、便所、管理事務所、通路、ごみ処理のための施設、給排水設備、雨水等の停滞を防ぐ設備その他市長が必要と認める施設

納骨堂にあっては、便所、管理事務所、ごみ処理のための施設、給排水設備その他市長が必要と認める施設

火葬場にあっては、便所、管理事務所、待合室その他市長が必要と認める施設

4 条例第22条第2項により説明を行う場合の関係住民等は、次のとおりとする。

附帯施設等変更に係る区域の周囲20メートル以内の区域の土地又は建物の所有者  
前号に掲げる土地又は建物の占有者その他ペット霊園が設置されることにより前号に掲げる者と同程度の影響を受けると認められる者

5 条例第22条第3項の規定による報告は、ペット霊園附帯施設等変更計画説明概要報告書(第20号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

説明等で使用した資料

説明者の氏名及び所属名

関係住民等の名簿

その他市長が必要と認める書類

6 条例第22条第4項の規定による許可の通知は、ペット霊園附帯施設等変更許可通知書（第21号様式）によるものとし、不許可の通知は、ペット霊園附帯施設等変更不許可通知書（第22号様式）による。

（地位の承継の届出）

第22条 条例第23条に規定する届出は、ペット霊園承継届出書（第23号様式）による。

（設置者等の遵守事項）

第23条 条例第25条第1項の規定により、設置者、管理者又は移動火葬車両事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。

ペット霊園

ア 清潔を保持し、掃除、補修及び植栽等の管理を怠らないこと。

イ 障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

ウ 墓地にあっては、墓石が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓地の利用者に同様の措置を講ずるよう求めること。

エ 火葬場にあっては、火葬における残骨は、丁寧に扱うこと。

移動火葬車両

ア 火葬における残骨は、丁寧に扱うこと。

イ 県環境規則別表第4第5号の表の維持管理に係る規制基準に掲げる区分に応じそれぞれに定める規定基準により維持管理すること。

ウ 火葬を行う際には、第17条の規定により通知された移動火葬車両火葬許可通知書を携帯し、提示を求められた際には、速やかに提示すること。

（身分証明書）

第24条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第24号様式）とする。

（改善勧告）

第25条 条例第28条の規定による勧告は、勧告書（第25号様式）により行うものとする。

（改善命令）

第26条 条例第29条の規定による命令は、命令書（第26号様式）により行うものとする。

（使用の禁止及び許可の取消し）

第27条 条例第30条第2項の規定による通知は、使用禁止通知書（第27号様式）又は許可取消通知書（第28号様式）により行うものとする。

（公表）

第28条 条例第31条の公表は、必要に応じて広報紙及びホームページへの掲載、草加市公告式条例（昭和39年条例第20号）による掲示閲覧等によるものとする。

（その他）

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。

（条例附則第2項に規定する手続等）

2 条例附則第2項に規定する手続は、ペット霊園の設置に関する草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成17年条例第8号）第8条第1項に規定する事前協議申請書、第20条第1項に規定する特定開発事業構想届出書又は草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例施行規則（平成17年規則第50号）第8条第2項に規定する小規模開発事業標識設置届出書のいずれかを市長に提出することとする。

3 条例附則第2項の規則で定める事項は、次のとおりとし、その場合の届出は、ペット霊園既設届出書（附則様式）とする。

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主な事務所の所在地）

ペット霊園の用地の所在地、地番、地目及び面積

ペット霊園を設置した日（現に前項の手続を行っている場合にあっては、当該工事の完了予定日）

ペット霊園の設備の概要

火葬場にあっては、火葬炉の設備の処理能力

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合には、その一部を省略することができる。

法人にあっては、第9条第3項第1号の書類

第9条第3項第4号及び第8号から第10号までに掲げる書類

火葬場にあっては、県環境条例及び市環境条例に基づく手続との調整が図られていることが分かる書類

その他市長が必要と認める書類

(草加市行政組織規則の一部改正)

- 5 草加市行政組織規則(昭和53年規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第3 8 都市整備部の表住宅・都市計画課の項中

「 墓地等の経営の許可等に関すること。」

を

「 墓地等の経営の許可等に関すること。

ペット霊園の設置及び移動火葬車両の許可等に関すること。」

に改める。

(草加市事務決裁規則の一部改正)

- 6 草加市事務決裁規則(昭和53年規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2 8 都市整備部の表住宅・都市計画課の項中

「

墓地等の変更若しくは廃止若しくは墓地等の附帯施設等の変更の許可、届出の受理又は検査をすること。					
草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に規定する特定開発事業のうち、墓地等に係る同条例第27条に規定する報告書の審査をすること。					

」

を

「

墓地等の変更若しくは廃止若しくは墓地等の附帯施設等の変更の許可、届出の受理又					
--	--	--	--	--	--

は検査をすること。					
ペット霊園の変更若しくはペット霊園の付帯施設等の変更の許可、届出の受理又は検査をすること。					
草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に規定する特定開発事業のうち、墓地等及びペット霊園に係る同条例第27条に規定する報告書の審査をすること。					

」

に改める。

(草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正)

7 草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成15年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第11条第5号中「囲まれた区域)」の次に「のうち、草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業区域を除いた区域」を加える。

第11条第5号の次に次の1号を加える。

谷塚駅西口地区市街地整備事業予定区域(東武伊勢崎線、県道川口草加線及び国道4号に囲まれた区域)